

平成31年度 特殊無線技士養成課程 受講のご案内

公益財団法人日本無線協会北海道支部
〒060-0002 札幌市中央区北2条西2-26 道特会館
TEL 011-271-6062 FAX 011-271-6071

●募集する養成課程 ※受講料の消費税は、10月以降（講習の修了日）、10%となります。

養成課程の種別	実施日程		実施場所	受講料等	授業時間
第二級海上 特殊無線技士	元年	8月 21日(水) ～ 22日(木)	札幌市	40,630円 【内訳】 受講料 36,000円 消費税 2,880円 免許申請手数料 1,750円	法規 (8時間) 無線工学 (5時間)
	2年	2月 19日(水) ～ 20日(木)	札幌市		
		3月 11日(水) ～ 12日(木)	釧路市		
第一級陸上 特殊無線技士 ※受講資格 別紙	元年	11月 18日(月) ～ 28日(木) (土日を除く9日間)	札幌市	67,630円 【内訳】 受講料 61,000円 消費税 4,880円 免許申請手数料 1,750円	法規 (6時間) 無線工学 (48時間)
第二級陸上 特殊無線技士	元年	6月 5日(水) ～ 6日(木)	札幌市	29,830円 【内訳】 受講料 26,000円 消費税 2,080円 免許申請手数料 1,750円	法規 (5時間) 無線工学 (4時間)
		9月 18日(水) ～ 19日(木)	札幌市		
第三級陸上 特殊無線技士	平成31年	4月 11日(木)	札幌市	22,270円 【内訳】 受講料 19,000円 消費税 1,520円 免許申請手数料 1,750円	法規 (4時間) 無線工学 (2時間)
	元年	5月 16日(木)	札幌市		
		5月 23日(木)	旭川市		
		6月 20日(木)	札幌市		
		6月 26日(水)	函館市		
		7月 3日(水)	旭川市		
		7月 25日(木)	帯広市		
		8月 15日(木)	札幌市		
		9月 4日(水)	旭川市		
		9月 26日(木)	北見市		
		10月 3日(木)	札幌市		
		10月 17日(木)	釧路市		
		11月 7日(木)	函館市		
		11月 27日(水)	室蘭市		
		12月 5日(木)	札幌市		
	2年	2月 6日(木)	札幌市		
2月 26日(水)		帯広市			
3月 4日(水)		札幌市			

- 1 募集人員は、各会場とも40名程度です。(但し、第一級陸上特殊無線技士は20名)
- 2 第一級陸上特殊無線技士を受講する場合は、**別紙**の資格要件を満たす必要があります。その他の資格についてはどなたでも受講できます。
- 3 講習開始時刻は、初日午前8時50分、2日目午前9時00分です。講習終了時刻は、養成課程の種別により異なります。
- 4 養成課程を修了するためには、電波法令で定められた授業時間を受講し、修了試験に合格しなければなりません。
受講時間が不足すると修了試験を受けることができませんので、欠席、遅刻をしないよう注意してください。

【予定している講習会場】 ※講習会場等は都合により変更する場合があります。

札幌市	道特会館	札幌市中央区北2条西2丁目26
旭川市	道北経済センター	旭川市常盤通1丁目
函館市	函館経済センター	函館市若松町7-15
北見市	北見経済センター	北見市北3条東1丁目
釧路市	釧路市観光国際交流センター	釧路市幸町3丁目3
帯広市	とちちプラザ	帯広市西4条南13丁目
室蘭市	室蘭市市民会館	室蘭市輪西町2丁目5番1号
札幌市 (一陸特のみ)	TKP ガーデンシティ札幌駅前	札幌市中央区北2条西2丁目19

●受付期間

受講申込みの受付期間は、「講習開始日の2ヶ月前から10日前まで」です。

受講申込みは、受講申込書の到着順に受け付け、募集人員に達した場合は、受付期間内であっても締め切ります。なお、受付期間を過ぎても定員に満たない場合は、引き続き受け付けますのでご相談ください。電話やFAXによる予約又は申込みの受け付けは行っていません。また、電子申請も採用していません。

●受講申込の方法

受講希望者は、「養成課程受講申込書」に必要事項を記入の上、次の書類を添えてお申し込み下さい。なお、受講申込書は、当協会のホームページから印刷したものも使用できます。

【提出先】 〒060-0002 札幌市中央区北2条西2-26 道特会館
 公益財団法人日本無線協会北海道支部
 TEL 011-271-6062 FAX 011-271-6071

- (1) **写真3枚** (同一のもの) **縦30mm 横24mm** (裏面に受講資格・氏名を記入してください。) **無帽、正面、上三分身(胸から上)、無背景、縁取りのないもので申込前6ヶ月以内に撮影したもの。**写真は、北海道総合通信局が交付する無線従事者免許証に転写されますので、**普通紙に印刷したもの、背後に影などが写りこんでいるもの、不鮮明なものは不可です。**
- (2) **氏名及び生年月日を証する書類** (これらの書類は、免許の申請に必要なものです。) 次の①～③のうち、いずれか1つが必要です。
 - ① 住民票 (コピー不可、市町村長による証明のあるもの。個人番号(マイナンバー)が記載されていないものに限りません。)

- ② 「無線従事者免許証」、「電気通信主任技術者資格者証」、「工事担任者資格者証」のうち、いずれか1つをA4用紙の中央部にコピーしたもの。
(注)自動車運転免許証のコピーは証明書類として認められておりません。
- ③ 住民票コード(市町村が割り当てる11桁の番号)
住民票コードを利用する場合、受講申込書の「住民票コード利用」欄の「あり」を○で囲んでください。その上で、住民票コードを開講日当日に控えてきて下さい。
※ 本人の11桁の住民票コードを免許申請書に記載することで住民票の写し又は無線従事者免許証等のコピーの提出を省略することができます。

●受講料等の支払い

- (1) 受講料等(受講料及び免許申請手数料を合計した金額(受講する養成課程の金額))は、原則として、**受講日の10日前まで**に下記の銀行口座へ振込み又は現金書留で送金してください。(振込手数料はご負担ください。)
今年度より、受講料を改定しましたので間違わないようお願いいたします。(一陸特・二陸特・三陸特)

【振込先】北海道銀行 本店 普通預金 口座番号 1559783 公益財団法人 日本無線協会北海道支部

- 請求書が必要な場合は、申込者において適宜作成(金額を記入)し、返信用封筒を同封の上お送りください。証明してお返しします。
- 銀行振込の方の領収書は、銀行振込依頼書をもって代えさせていただきますが、当方の領収書(入金確認通知書)が必要な方は、ご連絡ください。
- (2) 免許申請手数料(受講料等に含まれています)については、当協会が修了者全員の総務省に対する免許申請手続きを一括して行うため、あらかじめ受講者全員から免許申請手数料1,750円を受講料と一緒にお預かりします。このため、修了試験が不合格の場合や受講を取りやめた場合には、免許申請手数料はお返しします。
- (3) 納入された受講料は、講習開始日の**前日まで**に受講の取消しの申出があった場合は、お預かりした金額から送金手数料を差し引いた額をお返しします。

●受講票等の関係書類の送付

受講申込みの受付後、当協会から受講票等の関係書類を送付します。

●受講上の注意

- (1) 申込み受付後に送付された受講票は、講習日に必ず持参してください。
- (2) 欠席や遅刻をしないよう注意してください。(受講時間が不足すると修了試験を受けられません。)
- (3) 申込み後、都合により受講できなくなった場合は、必ずご連絡ください。
- (4) 講習会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。
- (5) 車椅子をご利用の方は、あらかじめご連絡ください。

第一級陸上特殊無線技士の受講者は、次のいずれかに該当すること。(いずれも証明書が必要です。)

- (1) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科を卒業した方。
- (2) 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校（高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した方。
- (3) 学校教育法による大学の電気通信に関する課程を有する学科を1年次以上終了した方又は高等専門学校の電気通信に関する課程を有する学科を3年次以上終了した方。
- (4) 入学資格を学校教育法第57条に規定する者とする修業年限が3年以上の学校（(2)に掲げる方を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した方。
- (5) 入学資格を学校教育法第90条に規定する修業年限が1年以上の学校等（(2)又は(3)に掲げる方を除く。）の電気通信に関する課程を有する学科を卒業し、又は終了した方。（「修了した方」については、1年以上を終了した方に限る。）
- (6) 第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士又は航空無線通信士の資格を有する方。
- (7) 受講申込み前5年以内に通算して3年以上（学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した方。（(2)に掲げるものを除く。）及びこれに準ずる方の場合は1年以上）多重無線設備の保守の補助又は搬送端局設備若しくは電力線搬送端局の保守に従事した経歴を有する方。この場合において、高等学校を卒業した方に準ずる方は、学校教育法第90条第1項に規定する大学に入学することができる方とする。 [\(証明書様式はここをクリック\)](#)
- (8) 日本無線協会が実施する第一級陸上特殊無線技士の※選抜試験に合格した方。（合格通知書が必要です。） [\(選抜試験はここをクリック\)](#)